

議案第 42 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するもの。

## 箱根町町税条例の一部を改正する条例

第1条 箱根町町税条例（昭和51年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「(法人においては)」を「には」に改める。

第5条第2項中「においては」を「には」に改める。

第5条の2第1項第5号中「にあつては」を「には」に改める。

第7条中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改める。

第9条中「においては」を「には」に改める。

第9条の2中「控除対象配偶者及び扶養親族」を「同一生計配偶者及び扶養親族の数」に、「、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には19万円を加えた金額」を「10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加えた金額）」に改める。

第14条第1項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第15条から第17条までの規定中「によって」を「により」に改める。

第18条第3項中「においては」を「には」に改める。

第19条中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第19条の2第2項及び第31条第2項中「においては」を「には」に改める。

第34条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第34条の2及び第38条第2項中「によって」を「により」に改める。

第39条中「においては」を「には」に改める。

第42条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第43条中「によって」を「により」に改める。

附則第8項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め

る。

附則第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める。

附則第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改める。

附則第11項中「3分の1」を「2分の1」に改める。

附則第13項を削る。

附則第14項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「6分の5」を「2分の1」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「6分の5」を「2分の1」に改め、同項を附則第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第31項中「附則第28項」を「附則第33項」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第30項中「附則第27項」を「附則第32項」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第29項中「附則第26項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第34項とし、附則第28項を附則第33項とする。

附則第27項中「附則第30項及び附則第31項」を「附則第35項及び附則第36項」に改め、同項を附則第32項とし、附則第22項から第26項までを5項ずつ繰り下げる。

附則第21項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を附則第26項とし、同項の前に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第20項を附則第24項とする。

附則第19項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に、「3分の2」を「3分の1」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に、「3分の2」を「3分の1」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に、「3分の2」を「3分の1」に改め、同項を附則第21項とし、同項の前に次の4項を加える。

17 法附則第15条第32項第1号二に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

20 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

第2条 箱根町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第9条の2の改正規定（「控除対象配偶者及び扶養親族」を「同一生計配偶者及び扶養親族の数」に改める部分に限る。） 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年4月1日

(3) 第1条中第9条の2の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。） 平成33年1月1日

### (町民税に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の箱根町町税条例（以下「新

条例」という。) 第9条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の町民税について適用し、平成30年度分までの町民税については、なお従前の例による。

- 3 第1項第3号に掲げる規定による新条例第9条の2の規定は、平成33年度以後の年度分の町民税について適用し、平成32年度分までの町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。